

枚方市都市計画審議会

関係法令等抜粋資料

市町村の都市計画の決定

第19条 市町村は、**市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定**するものとする。

- 2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

市町村都市計画審議会

第77条の2 この法律により**その権限に属させられた事項を調査審議**させ、及び**市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議**させるため、市町村に、**市町村都市計画審議会を置くことができる。**

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

枚方市都市計画審議会条例施行規則（抜粋）

（会議録）

第4条 議長は、審議会の議事について次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）

（目的）

第1条 この訓令は、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会等の審議過程及び審議内容を明らかにするとともに、審議会等の公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

枚方市都市計画審議会の傍聴に関する取扱要領（抜粋）

（傍聴の許可）

第2条 審議会の審議に対し傍聴の願いがあった場合、審議会の会長は審議会を公開しない場合を除き、傍聴を許可するものとする。

枚方市都市計画審議会条例（抜粋）

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市議会議員

(3) 市民

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ、当該議事に関する会議を開くことができない。